

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2014年3月26日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 4 国名：セネガル 担当：セネガル事務所
案件名：バリューチェーン開発による水産資源共同管理促進計画策定プロジェクト

1 契約予定期間：2014年6月上旬～2017年11月下旬

2 参加要件

- (1) 海外における水産セクターに係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。
- (2) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

- (1) 特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2014年4月9日から2014年4月11日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2014年4月9日から2014年4月14日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2014年4月25日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 5月中旬
- (5) 契約交渉 : 5月下旬

5 業務の目的

大西洋に面するセネガル共和国において、水産セクターは貧困削減・経済発展を通じた国家開発の基軸となる重要な産業である。2010年の経済財政省のデータによると、水産物は輸出総額の約16%（約274億円）であり、これは石油製品に続いて第二の輸出額となっており、外貨獲得のための重要な存在である。また、国内消費に関しても、セネガル人は伝統的に魚類を食し、動物性たんぱく質の約70%を水産物から摂取することから、水産セクターは国民の食糧・栄養安全保障に寄与している。さらに、セネガルの全就業人口の10.6%（約60万人）が水産業に従事している。

以上のことからセネガル政府は「社会経済開発国家戦略」（SNDES, 2013-2017年）の中で水産セクターを国家発展のための重要セクターと位置付け、漁業海事省の「水産分野政策書簡」（2007年）では、持続的な漁獲・生産、流通、販売の各段階に加え、調査研究など水産教育まで幅広い振興策を掲げている。

一方で、近年は底魚魚種を中心に水揚げ量は減少傾向にあり、漁獲物の小型化が進むなど水産資源の減少が問題となっている。また、流通段階では、船上、水揚場、流通段階で品質を保持するための管理がされておらず、食料衛生・品質確保などの課題がある。このように、水産セクターにおいて、持続的な漁獲量の確保と国民への食料を充足させるとともに、水産物の付加価値を向上させことで、食料安全保障と経済成長を支えることが急務の課題となっている。

本プロジェクトでは、零細漁業の拠点となっているティエス州ンブル県において、水産資源の持続的な共同管理の促進に資するバリューチェーン開発のための戦略がまとめられたマスタープラン（M/P）とM/Pに基づいたアクションプランを策定し、振興を目指すとともに、将来的にセネガルの国家戦略や水産セクターの事業計画に反映されることを目指す。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

ティエス州ンブル県、ダカール市、他国（日本を含む市場の可能性がある国）

(2) 業務内容

本プロジェクトでは、ンブル県の漁業関係者、開発パートナーにとって利用性・実行性のある共同水産資源管理の促進に資する水産物のバリューチェーン開発マスタープランとその実現のための複数のアクションプランを策定する。これらは、短期的（3～4年程度）及び中長期的（10年程度）な視点から漁業・海事省の国家戦略や水産セクターの事業計画に寄与するものとする。主な業務は以下のとおり。

【第1年次】

- ア．ンブル県各水揚げ地のプロファイルの作成
- イ．バリューチェーン各過程の課題分析、バリューチェーンにおける要求要件の分析
- ウ．優先課題の決定及びアプローチの検討
- エ．水産資源の共同管理が促進されるマスタープラン案とアクションプラン案の作成
- オ．パイロットプロジェクトの立案およびサイトの選定
- カ．水産施設整備に係る現地業者選定準備

キ．パイロットプロジェクトの開始

【第2年次】

- ア．水産施設整備に関する施工監理
- イ．パイロットプロジェクトの実施
- ウ．海外における水産展示会への参加支援
- エ．パイロットプロジェクト実効性についての分析
- オ．マスタープランとアクションプランの策定準備

【第3年次】

- ア．パイロットプロジェクトの実施
- イ．海外における水産展示会への参加支援
- ウ．パイロットプロジェクト実効性についての分析
- エ．マスタープランとアクションプランの策定準備

【第4年次】

- ア．マスタープラン及びアクションプランの策定及び承認支援
- イ．両プランの関係者への周知

7 成果品等

- (1) インセプションレポート（2014年6月）
- (2) プログレスレポート1（2015年3月）
- (3) インテリムレポート（2015年9月）
- (4) プログレスレポート2（2016年3月）
- (5) プログレスレポート3（2017年3月）
- (6) ドラフト・ファイナルレポート（2017年7月）
- (7) ファイナルレポート（2017年11月）

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括(評価対象予定者)
- (2) 水産開発/資源管理(評価対象予定者)
- (3) 水産物輸出(評価対象予定者)
- (4) 組織強化
- (5) マーケティング
- (6) バリューチェーン分析
- (7) 水産施設

本案件は、評価対象予定者全員について語学力必須とする可能性があります。

9 特記事項

- (1) 共同企業体の結成を認める予定
- (2) 通訳の配置を認める予定
- (3) 2012年6月から7月に詳細計画策定調査実施済み

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。